

平成 28 年 4 月 26 日
ソニー生命保険株式会社

「平成 28 年熊本地震」の被災された方々に対する特別取扱について

この度の「平成 28 年熊本地震」によりお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申しあげますとともに、被災された方々に、心よりお見舞い申しあげます。

ソニー生命保険株式会社（社長：萩本 友男）は、今回の「平成 28 年熊本地震」により災害救助法が適用された地域の被災契約者の方々を支援するため、次のとおりお取り扱いをいたします。

記

1. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払い

- ・保険金・給付金・契約者貸付等のご請求の際に必要な書類を一部省略、簡易化することで、迅速なお支払いをいたします。
- ・入院給付金については以下のお取り扱いをいたします。

ご入院治療が必要であったものの、医療機関の事情により入院できなかった期間について、医師により入院が必要であると証明されたときは、入院給付金をお支払いいたします。

1) 入院までの待ち期間があった場合

ご入院治療が必要であったものの、医療機関の事情により、すぐにご入院ができなかった場合、医師により治療を受けた期間においては、ご請求の際にご提出いただく診断書にその旨の証明をしていただく事で、当該期間については「本来必要であった入院期間」として、入院給付金をお支払いいたします。

2) 予定よりも早く退院することとなった場合

引き続きご入院治療が必要であったものの、医療機関の事情により、退院が当初の予定より早まり、その後は避難所・臨時施設等で医師により治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、ご請求の際にご提出いただく診断書にその旨の証明をしていただく事で、当該期間については「本来必要であった入院期間」として、入院給付金をお支払いいたします。

3) 入院できなかった場合

ご入院治療が必要であったものの、医療機関の事情により入院できず、避難所・臨時施設等で医師により治療を受けた場合は、ご請求の際にご提出いただく診断書にその旨の証明をしていただく事で、当該期間については「本来必要であった入院期間」として、入院給付金をお支払いいたします。

2. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）

新規の契約者貸付について、以下のとおりお取り扱いをいたします。

対象契約	災害救助法適用地域の被災者のご契約 (変額保険ならびに変額年金保険を除く)
特別金利	年利 0.0%
契約者貸付金額の上限	1 契約あたりの貸付限度額まで
上記金利適用期間	新規貸付日から平成 28 年 10 月 31 日まで
受付期間	平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 6 月 30 日まで

- ・利息の減免に伴う差額の精算は当社所定の計算方法により上記金利適用期間の終了後に実施いたします。

3. 保険料払込猶予期間の延長

保険料をお払い込み中のご契約については、最長 2016 年 10 月 31 日まで契約を失効させない特別な取扱いを行います。保険料の払込猶予のお申し出がない場合でも、10 月 31 日までは契約が失効することはありません。

4. 保険契約の失効に関する特別措置

保険契約からの契約者貸付や自動振替貸付による元利金が解約払戻金を超える場合に発生する、オーバーローン失効につきまして、お申し出により、2016 年 10 月 31 日まで猶予いたします。

【お問い合わせ先】

ソニー生命 カスタマーセンター	
フリーダイヤル	0120-158-821
受付時間	平日・土・日・祝日 9:00~17:30

以上